

島根県報

第一、五一五号

平成十五年十月二十一日

(火曜日)

告示

目次

- 島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 (医療対策課) 一
- 漁業災害補償法の規定に基づく同意 (水産課) 一
- 平成十五年度地籍調査事業の決定の一部変更 (用地対策課) 一
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 二

告

示

島根県告示第八百七十五号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額(昭和四十八年島根県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十五年十月一日から適用する。

平成十五年十月二十一日

島根県知事 澄田信義

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料の項中「三年」を「二年」に改める。

島根県告示第八百七十六号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第一項の規定による同意があったと認めたので、同条第五項において準用する同

法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年十月二十一日

島根県知事 澄田信義

- (一) 加入区の名称
島根町加入区
- (二) 加入区の区域
島根町漁業協同組合の地区の区域
- (三) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成十四年島根県告示第九十一号以下「加入区設定告示」という。)の二の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
- (一) 加入区の名称
五箇村・都万村加入区
- (二) 加入区の区域
おき西郷漁業協同組合の地区のうち旧五箇村漁業協同組合及び旧都万村漁業協同組合の地区の区域
- (三) 漁業の区分
加入区設定告示の十七の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

島根県告示第八百七十七号

平成十五年度地籍調査事業の決定(平成十五年島根県告示第四百八十六号)の一部を次のように改正し、平成十五年十月二十一日から施行する。

平成十五年十月二十一日

島根県知事 澄田信義

表邑智町の項を次のように改める。

邑智町	石原	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
	熊見	
	酒谷	

